

平成 26 年度料金徴収業務委託 入札に関する質疑について

<質問①>

「伊豆スカイライン料金徴収業務委託」の人員について、土・日・祝日の交通集中時には「実施計画書」外の徴収員を増員しないと対応できないと伺っています。

今後は増員している年間 660 名分（800 万円）は公社よりご負担いただけるのでしょうか。

<回答①>

交通量は、様々な要因により増減し、ときに集中したり分散したりすることから、正確な必要数を算出するのは非常に困難です。そのため、入札時に提示している「実施設計書」における必要人数は、直近 1 年間の交通量実績に基づき、年間平均で算出しています。そのため、1 年間の中で結果的に見れば、予定よりも増員が必要なこともありますし、反対に減員できる日もあると思います。

したがって、大幅増員が必要となるような特別な理由がない限り、増員した部分をもって契約金額を増額することはありません。

なお、「設計書」では、方向別・曜日別・時間別交通量の資料の中で、補助レーン開放必要時間数に関して「繁忙期・閑散期、曜日構成、現道の通行状況などで実際に開放を行わなければならない時間はこれに固定されない」と記載しています。

<質問②>

入札公告の「5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の(3)④について、直近 3 年間のうち、単年度でその期の売上高を超過する長短の新規借入をしたという意味か、直近 3 年間、長短の借入金の残高がその期の売上高を超過しているという意味でしょうか。

<回答②>

後者が該当します。一回の借入金はその期の売上高を超過するという意味ではなく、その期の借入金残高（貸借対照表上に示される借入金）がその期の売上高を超過することを意味しています。

<質問③>

入札公告の「5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の(6)④について、業務区域が静岡県と神奈川県となっており、本店は東京都の場合、入札参加資格はありますか。

<回答③>

入札公告の「5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の(6)④に規定する「本道路に接続する自動車道」とは、「芦ノ湖スカイライン」を指します。これは、「箱根スカイライン」が「芦ノ湖スカイライン」と一体の自動車道網を形成していることから、2道路の業務を一体的に行うことは運営面において両道路にメリットがあるために設けた例外規定です。

ただし、契約内容の迅速な履行・調整が求められるため、契約締結権限がある事業所が静岡県又は神奈川県にあることが前提となります。

したがって、「芦ノ湖スカイライン」の事業者であれば、本店が東京都にあるのはやむを得ませんが、入札に参加するためには、本店から委任された契約締結権限を保有する静岡県又は神奈川県にある事業所、支店、営業所等が入札参加者（契約締結者）となる必要があります。